

香美市営業時間短縮要請対応臨時給付金

申請受付期間：令和3年10月28日（木）～令和4年1月21日（金）

概要

高知県が行った飲食店等に対する営業時間の短縮要請（R3.5.26～R3.6.20、R3.8.21～R3.9.26）により事業活動に大きな影響を受けた事業者の皆様に対して、市独自に給付金を支給します。

対象事業者

- 給付金の申請をしようとする対象期間の前月末までに香美市内に事業所を有している中小企業及びフリーランスを含む個人事業者であること
※農業者やフリーランス等の個人事業者の場合は、事業主の住居を事業所として取扱います。
- 営業時間短縮の要請に伴い、営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引があること、又は営業時間短縮要請等に伴う外出・移動の自粛により直接的・間接的な影響を受けたこと
- 対象期間（令和3年5月、6月、8月、9月）のいずれかの売上が前年（又は前々年）同月比で**20%以上減少**していること

給付額

給付額：対象期間における売上減少額

上限額：各月10万円（最大40万円／事業者）

※「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」を受給している方、又は受給していないが受給要件を満たしている（売上が30%以上減少している）方は、受給額相当分を控除します。

申請書類

- 申請書（様式第1号）
県給付金の上乗せのみの場合は、県に提出した「売上減少等の証明申請書」の写しでも可
- 誓約書※自署
- 高知県営業時間短縮要請による売上減少等の証明申請書
認定経営革新等支援機関等（香美市商工会、税理士、金融機関等）で証明を受けてください。
※農業者の方は農業協同組合で証明を受けられる場合がありますのでご相談ください。
- 高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金給付決定通知書の写し※受給した方のみ
- 振込先口座の通帳の写し
紛失した場合は、県給付金の入金を確認できる通帳の写しでも可 ※県は給付決定通知書の再発行は行いません
- 本人確認書類の写し※個人事業者のみ

申請方法

申請書類の入手

- 香美市ホームページからダウンロード
- 市役所で受け取る（本庁）4階 商工観光課、農林課
（支所）香北・物部

申請書の提出

- 原則、郵送でご提出ください。
【送付先】782-8501 香美市土佐山田町宝町1-2-1 香美市役所 商工観光課

お問い合わせ先

- 受付時間：（平日）9時～12時、13時～17時
（商工業者の方） 商工観光課 TEL:0887-53-1084
（農林業者の方） 農林課 TEL:0887-53-1062